

主な指摘事項【地域密着型通所介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
人員	従業者の員数	・サービス提供時間帯に必要な数の生活相談員又は看護職員、介護職員が置かれていない提供日があったため、提供日ごとに必要な人員を配置すること。	3件
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・従業者の員数について記載すること。 ・サービス提供時間について、運営規程及び実際のサービス提供時間との間で齟齬 があるため、 実際の内容を記載すること。 ・利用料金について、利用者負担額の割合が1割、2割、3割の場合について記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者について、サービスを提供する場合の交通費等を記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合 (償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保管について、サービス完結の日から5年間とすること。	5件
運営	地域密着型通所介護 計画の作成	・一部の利用者において、要介護認定に基づき居宅サービス計画が作成されているにも関わらず、新たに 地域密着型通所介護計画を作成することなく、一定期間サービスを提供していたものがあった。 居宅サービス計画の作成又は変更が生じた場合、当該居宅サービス計画に沿った地域密着型通所介護 計画を作成し、また、必要に応じ変更を行うこと。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の 提出が必要のため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。	2件
運営	業務継続計画の策定 等	・従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	1件
運営	衛生管理等	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回 以上開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	2件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管する こと。 ・すべての従業者に対し、事故の発生の防止のための研修を定期的に行うこと。	2件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	個別機能訓練加算 I イ	・当該加算の算定にあたって、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で居宅における生活状況を確認し 記録しているものの、利用者又はその家族(以下「利用 者等」という。)に対して、個別機能訓練の実施状況や 効果等について説明を行った記録が確認出来なかったため、記録を残すこと。 また、概ね3月ごとに1回以上、当該実施状況や効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも 適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行う こと。 ・個別機能訓練に関する記録については、訓練実施時間、各実施日における個別機能 訓練実施者等だけでな く、個別機能訓練の目標をふまえた訓練項目についても記録すること。	1件

計17件